

国土交通大臣 石井 啓一 様

平成30年北海道胆振東部地震に関する
緊急要望

平成30年9月
北海道

本道では、9月6日、過去最大となる震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生し、甚大な被害が生じております。

道においては、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、全国各地からのご支援もいただきながら、関係機関と連携し、人命救助を最優先に、その対策に全力を挙げて取り組んでまいりましたが、この地震により、尊い命が失われるとともに、多くの方々が負傷されました。

また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、道民のくらしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じております。

つきましては、避難を余儀なくされている方々への支援はもとより、この度の災害からの迅速な復旧に向け、速やかな電力の全面復旧をはじめライフラインの早期復旧、道民生活及び産業被害などへの支援、激甚災害の早期指定や必要な予算の確保など、国の支援について特段のご配慮をお願いいたします。

平成30年9月13日
北海道知事 高橋 はるみ

1 激甚災害の早期指定

- 平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害について、激甚災害の指定を速やかに行い、文化施設等も含め、特別の財政措置を講じること。

2 災害復旧事業・災害対策関連事業等の促進

- 河川や道路・港湾をはじめとする公共土木施設、水道施設及び林地や農地・農業用施設、文教施設、文化財等の災害復旧については、災害査定などの手続の簡素化や速やかな事業採択を図ること。

また、道営の水力発電施設などに対して補助制度を創設すること。

- 林地被害については、甚大かつ広範囲であることから、その復旧に当たっては、法令に基づく復旧期間にかかわらず柔軟な対応を図ること。

- 山腹崩壊が広範囲にわたり発生しており、大規模な土砂災害対策が想定されることから、2次災害を防ぐための支援を行うこと。

また、農地等に堆積している大量の土砂や流木、倒壊した家屋などの撤去について特段の措置を講じること。

- 被害を受けた施設等の単なる原形復旧にとどまらず、今回及び過去の履歴も考慮した改良復旧など抜本的な対策について柔軟な対応を図ること。
- 被災自治体が行う災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業に対する予算の確保を図ること。

3 被災者への支援

- 被災者生活再建支援制度について、今回の地震被害等を受けた全ての地域を対象とするなど支援を強化すること。
また、被災した住宅の修繕や再建に対し、手厚い支援を行うとともに、災害援護資金や生活福祉資金などの貸付限度額の引上げや、金利負担の軽減を図ること。
- 応急仮設住宅の建設に対して、補助率の嵩上げなど、特別な財政措置を講じるとともに、入居者の負担軽減に配慮すること。
- 避難所等での生活が長くなる被災者に対する健康相談支援やこころのケアなど、中長期的に十分な支援を行う必要があることから特別の財政措置を講じること。
- 被災した児童生徒・保護者等の心のサポートや、きめ細やかな支援を行うために必要な教職員の加配措置、スクールカウンセラーの派遣等に関する支援を行うこと。

4 全道の電力需給ひっ迫等による産業被害からの復興

- 本道の基幹産業である農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を迅速に図るため、施設や家畜などの生産基盤の回復とともに、被災した事業者の経営安定に向け、資金の融通や損壊した機械設備等の修繕、代替に要する経費などについて特段の措置を講じること。
- 速やかな電力の全面復旧はもとより、災害に備えた非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統や北本連系設備の増強、さらには分散型電源として対応可能な再生可能エネルギーの導入への支援などを講じること。

- 震災や大規模停電により事業活動に支障を来している中小・小規模企業への影響を緩和するため、税制上の優遇措置や融資、各種助成制度など、経営の安定に向けたきめ細やかな支援策を講じること。

5 観光立国北海道の観光需要回復に向けた支援

- 被災地域だけでなく北海道全体の旅行客が大幅に落ち込んでいることから、国内外の旅行需要を喚起するため、「ふっこう割」と同様の制度を適用するなど、観光客誘致に向けた支援を行うこと。
- 風評被害等による本道の観光関連産業への影響を最小限にとどめるため、観光需要の早期回復に向け、正確な観光情報の発信や本道が行う観光プロモーションなどへの支援を積極的に行うこと。

6 地域・産業・物流を支える交通網の確保

- J R 北海道の不通区間の早期の運行再開のために必要な技術的、人的及び資金的な支援を速やかに行うとともに、今回の災害に伴う減収や復旧費用等により、危機的な状況にある J R 北海道の経営が更に悪化することがないよう、資金繰りなど必要な対策を講じること。
- 路盤等の強化やトンネル、橋梁などの大規模修繕等の前倒し、災害対応型車両の緊急増備・更新の前倒し、さらには、情報提供体制の整備や道内主要駅における非常用電源の確保など、災害に強い鉄道網の確立に向けて、国が必要な支援を早急に行うこと。

7 復旧・復興に対する十分な地方財政措置

- 道及び道内市町村の応急対応や被災者支援、復旧・復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、十分な地方財政措置を講じること。

8 強靭な北海道づくりの推進

- 大規模自然災害から国民の暮らしを守るため、地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向けた実効性のある施策の実施及び財源の確保を図ること。